

# 議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和3年4月26日（月）

杉 並 区 議 会

## 目 次

臨時会の招集請求について .....	3
令和3年第2回定例会の日程について .....	3
各種審議会委員等候補者の推薦について .....	4
特別区議会議長会の要望事項について .....	4
杉並区議会オンライン会議実施要綱について .....	5
その他	
クールビズの実施について .....	6

議会運営委員会理事会記録

日 時	令和3年4月26日(月) 午前9時30分～午前9時40分
場 所	第3・4委員会室
出席理事 (7名)	理 事 大和田 伸 理 事 大 泉 やすまさ 理 事 渡 辺 富士雄 理 事 山 田 耕 平 理 事 太 田 哲 二 理 事 新 城 せつこ 理 事 藤 本 なおや
欠席理事	(なし)
理事以外の 出席議員	議 長 井 口 かづ子
出席理事者	
事務局職員	事 務 局 長 渡 辺 幸 一 事 務 局 次 長 内 藤 友 行 調 査 長 武 士 清 亮 議 事 係 長 蓑 輪 悦 男 担 当 係 長 担 当 書 記 出 口 克 己



(午前 9時30分 開会)

**大和田理事** これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

議題に入る前に、皆様御承知のことと存じますが、国による緊急事態宣言が先週末発出されました。このことに伴い、区におきましても、4月25日にBCP（業務継続計画）が発動されたところでもあります。

区議会では3月に杉並区議会BCPを策定したところではありますが、区の業務継続計画が発動されると、連動して区議会のBCPも発動することと定められております。今後、区議会危機管理連絡協議会も予定されているところではありますが、感染症対策を講じながらの議会運営が続くかと存じますので、皆様の御協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

《臨時会の招集請求について》

**大和田理事** 次に、臨時会の招集請求について、事務局から説明をお願いいたします。

**議会事務局次長** それでは、資料1を御覧ください。議長から議運委員長宛ての臨時会招集請求についての諮問文の案でございます。

地方自治法第101条第2項に「議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。」と規定されており、この規定に基づき区長に招集請求をするものです。

諮問文につきましては、会議に付議すべき事件を記載の3点とし、臨時会招集日を5月18日と請求する内容です。この内容で問題がなければ、この諮問文で議長から議会運営委員会に諮問されることを考えております。

**大和田理事** ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**大和田理事** それでは、この後の議会運営委員会において、この議長からの諮問事項を審議することといたします。

《令和3年第2回定例会の日程について》

**大和田理事** 次に、令和3年第2回定例会の日程（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

**議会事務局次長** 資料2を御覧ください。

第2回定例会は、5月31日月曜から6月17日木曜まで、会期は18日間。初日と最終日は午後1時開会、2日目から中日は午前10時開会。1日1委員会の開催。

以上の日程としてはいかがでしょうか。

なお、日程（案）につきましては、本日の議運で承認された後、ホームページ等で周知する予定です。

**大和田理事** ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**大和田理事** それでは、第2回定例会の日程（案）につきましても、この後の議会運営委員会において諮ることといたします。

《各種審議会委員等候補者の推薦について》

**大和田理事** 次に、各種審議会委員等候補者の推薦について、事務局から説明をお願いいたします。

**議会事務局次長** 資料3を御覧ください。

区長から、4月23日付で各種審議会委員等候補者の推薦依頼がございました。今年度は、16審議会、延べ61名の委員等を推薦することになります。昨年度との変更点は、新たに杉並区90周年記念事業に関する企画委員会として2名の推薦依頼がありました。

なお、防災会議及び消防団運営委員会の議員推薦枠で女性議員を推薦いただくような依頼もございました。

**大和田理事** この件につきましては、今後各委員等を調整してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

《特別区議会議長会の要望事項の調査について》

**大和田理事** 次に、特別区議会議長会の要望事項について、事務局から説明をお願いいたします。

**議会事務局次長** 資料4を御覧ください。

4月19日の議長会総会において、令和3年度特別区議会議長会の要望活動について決定され、要望事項の調査について同日付で通知がございました。締切りは6月18日金曜ですが、2定の会期中に要望事項を調整していただきたいので、要望がある場合は、5月11日火曜までに事務局に提出をお願いいたします。その後、5月20日木曜に予定している理事会で各会派から提出いただきました要望について協議し、何度か理事会を開催しながら、2定の会期中に調整をお願いします。

1枚おめくりください。要望活動の実施内容でございます。1、要望事項の区分と2、要望事項の基準については、記載のとおりです。国、東京都、全国市議会議長会、それ

ぞれ複数提出する場合は、優先順位をつけていただきます。

裏面を御覧ください。要望事項の選択基準です。①、各区から提出された優先順位第1位の要望を基本に、東京の特殊事情に関わる部分大きいものを優先的に選択する。②、第2位以下の要望は、第1位と同趣旨のものがあれば、その内容を含め統合する。③、第2位以下の要望でも、同趣旨のものが複数区から提案されている場合は、選択に当たり考慮する。

次ページは調査票です。この後、メールにて調査票を幹事長宛てに御送付いたします。

参考に、昨年度、杉並区から国への要望事項として上げた新型コロナウイルス感染症対策に関する各種緊急対策要望は、特別区議会議長会の統合案である新型コロナウイルス感染症対策に伴う総合的な支援を求める要望及びGIGAスクール構想実現に関する要望として取り上げられました。

**大和田理事** ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**大和田理事** それでは、ただいまの説明のとおり、各会派からの要望につきましては、5月11日火曜日午後5時までに事務局へ御提出ください。提出された要望につきましては、5月20日木曜日の理事会から内容の調整を行うことといたします。

《杉並区議会オンライン会議実施要綱について》

**大和田理事** 次に、杉並区議会オンライン会議実施要綱について、事務局から説明をお願いいたします。

**議会事務局次長** 資料5を御覧ください。

3月12日に杉並区議会BCP計画を策定。計画の中で、オンライン会議実現に向けてハード、ソフトの整備を進めていくこととされているところです。その後、議長からの要請もあり、ICT活用推進検討委員会において要綱案を検討し、内容が固まりましたので、御説明をさせていただきます。

第1条は目的を規定。対象とする会議体として、会議規則第125条に規定する協議または調整を行う場及び杉並区議会危機管理連絡協議会設置要綱に定める会議を規定。

なお、常任委員会や特別委員会でのオンラインの実施については、各議員のオンライン会議への習熟度に差があることなどから、現時点では規定せず、今後の実施状況などを踏まえ検討していくこととしております。

第2条は、オンラインを活用した会議を開催する場合として、第1号において、災害の発生、感染症の蔓延等、やむを得ない理由により開会する場所へ委員等を招集するこ

とが困難な場合、第2号において、委員等が育児、介護等、やむを得ない理由により参集が困難なとき、第3号として、その他委員長等が特に必要と認めるときを規定。

第2条第2項では、委員等が育児や介護等によりオンラインで出席を希望する場合の手続について規定。

第2条第3項では、秘密会とすることができないことを規定。

第3条では、オンラインによる参加の際の責務を規定。第1号では情報セキュリティ対策を適切に講じること、第2号では委員会等に関係しない映像や音声が入り込まないように努めることを規定。

第3条第2項では、開会予定時刻の30分前までに通信環境が良好に保たれていることを確認することを規定。

第4条では、委員長等はあらかじめ副委員長等の意見を聴くことができることを規定。

第4条第2項では、オンラインでの実施が決定したときは委員に通知することを規定。

第5条では、オンラインの開催であったとしても、委員長及び副委員長等は、円滑な議事運営を確保する観点から、委員会室等に参集することを規定。

第6条では、本人の映像と音声を確認できる場合に限り出席委員等と認めるとを規定。

第7条では、委員等が委員会条例第16条第2項に規定する状況（委員が委員会の秩序を乱すときなど）に当たるときは、委員長等は回線の遮断ができることを規定。

第8条では委任を規定しています。

**大和田理事** ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**大和田理事** それでは、杉並区議会オンライン会議実施要綱につきましては、この後の議会運営委員会で確認をし、了承を得ることといたします。

《その他》

クールビズの実施について

**大和田理事** 次に、クールビズの実施について、事務局から説明をお願いいたします。

**議会事務局次長** 資料はございません。申し合わせに従いまして、区議会において、例年どおり5月1日から10月31日までの期間、クールビズを実施することとしてはいかがでしょうか。

**大和田理事** ただいまの説明のとおり、今年も5月1日から10月31日までの期間、クールビズを実施するというところでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**大和田理事** それでは、そのようにいたします。

日程は以上ですが、ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**大和田理事** なければ、議会運営委員会理事会を閉会いたします。

(午前 9時40分 閉会)